今治市火災警戒リーダー制度実施要綱

令和７年９月10日

消防本部要綱

　（目的）

1. この要綱は、地域内での見守り体制として火災のリスクを共有・管理するための火災警戒リーダーを選任することにより、地域の火災予防及び地域防災力の強化を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を高めつつ、火の取り扱いに関する地域住民への周知や注意喚起を火災警戒リーダーが実施することで、今治市の火災予防意識の醸成を図ることを目的とする。

　（火災警戒リーダーの役割）

1. 火災警戒リーダーは、地域内の火災予防、地域防災力の強化及び今治市の火災予防意識の醸成を目的として、次に掲げる役割を担うとともに、安全・安心に暮らせる地域づくりに努めるものとする。
	1. 火災警戒リーダーを中心に地域全体で火災のリスクを共有・管理し、地域住民一人ひとりが火の取り扱いに注意し、日頃から防火対策を徹底することを促す。
	2. 地域住民と連携し、地域内で行う野焼きや火入れを注意深く観察し情報を収集して住民へ注意喚起する見守り体制を構築する。
	3. 愛媛県林野火災特別警戒アラートが発令時、各自治会長と協力し、火災を未然に防ぐ見守り体制を強化する。

　（火災警戒リーダーの選任）

1. 消防長は、各自治会の会長または、総代からの推薦（別記様式）に基づき、火災警戒リーダーを選任し依頼する。

　（火災警戒リーダーの任期）

1. 火災警戒リーダーの任期は、消防長から依頼された年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

　（その他）

1. 消防本部は、火災警戒リーダーに対し、第２条の役割を担うために必要な研修を実施するものとする。
2. 火災警戒リーダー制度についての事務は、消防本部予防課で所管する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年９月10日から施行する。

別記様式（第３条関係）

推　薦　状

  （宛先）今治市消防長

自治会名（地区名）

役職　氏名

　今治市火災警戒リーダーに次のものを推薦する。

氏　　名

　住　　所

　連絡先